

平成 29 年 11 月 10 日

社労士会員各位

労働保険事務組合
福井県SR経営労務センター
事務連絡

委託換えに伴う特別加入の取扱いの変更について

〈変更前〉

委託換えの手続きの際、保険関係成立届に旧事務組合の「委託解除通知書」を添付すれば、特別加入は継続委託されました。



〈変更後〉

委託開始（委託換え）年月日より **10日以内** に、前記の委託換えの手続きをしなければ、特別加入の継続委託が認められません。

したがって、10日以内に当該手続きをしない場合には、改めて「特別加入申請書」を提出することになります。この場合、委託開始（委託換え）年月日から特別加入承認前日までに起きた労災事故は補償されませんので、くれぐれもご注意ください。